#### 那覇市社会福祉施設等応援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染リスクの高い業務に携わりながら、感染拡大防止のための対策を講じ社会福祉サービスの継続に努めた市内の社会福祉施設等に対し、当該活動への慰労とともに、引き続き感染予防対策に留意され、「新しい生活様式」に取り組みながら事業を継続するための支援を目的とした応援金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 新型コロナウイルス感染症 新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
  - (2) 社会福祉施設等 介護保険法、老人福祉法、障害者の日常及び社会生活を総合的に 支援するための法律、児童福祉法、生活保護法又は生活困窮者自立支援法に基づく 施設その他の市長が必要と認める施設等で、別表で定めるものをいう。

(対象者)

第3条 交付の対象者は、この要綱の施行の日において、市内に所在する社会福祉施設等 (令和2年2月から同年5月までの間においてサービス等を提供した実績があるものに限 るものとし、同日において休止しているものを除く。以下同じ。)を運営する者(以下「対 象事業者」という。)とする。

(交付金額等)

- 第4条 交付の金額は、対象事業者が市内で運営する社会福祉施設等の数に10万円を乗じて得た額とし、予算の範囲内で、一の対象事業者につき1回に限り交付するものとする。
- 2 前項の規定による交付金額の算定に当たっては、人員及び設備等の観点から当該複数の 事業が一体的に実施されていると認められるときは、これを一の社会福祉施設等として 取り扱うものとする。

(応援金の申請及び実績報告)

第5条 交付を受けようとする対象事業者(以下「申請者」という。)は、那覇市社会福祉施 設等応援金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)により、市長に申請しなければならな い。

(応援金交付決定通知兼確定通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請要件及び提出書類について審査し、その結果が適当と認められる場合は、那覇市社会福祉施設等応援金交付決定兼確定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。なお、交付決定兼確定通知を行った場合、前条の那覇市社会福祉施設等応援金交付申請書兼実績報告書は請求書として取り扱い、請求日は交付決定兼確定通知日とみなす。

(応援金の交付)

第7条 市長は、前条の交付決定兼確定通知をした場合は、直ちに指定の口座に振り込みに

より支払うものとする。

(応援金の不交付決定通知)

第8条 市長は、第6条の規定による審査の結果、その結果が不適当と認められる場合は、 那覇市社会福祉施設等応援金不交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知する ものとする。

(応援金の取消決定通知)

第9条 市長は、申請者が虚偽又は不正の手段により、応援金の交付を受けたと認められる場合は、当該申請者へ那覇市社会福祉施設等応援金交付取消決定通知書(第4号様式)により、交付を受けた額の一部又は全部の返還を請求することができる。 (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年10月20日から施行する。

# 別表 1(第2条関係)

介護保険法又は老人福祉法に基づく施設その他の市長が必要と認める施設等

	区分	施設等
1	介護保険法に基づく施設のうち市長が	(通所、短期入所系)
	必要と認める施設で行うサービス	短期入所生活介護(空床型除く。)、短
		期入所療養介護、地域密着型通所介
		護、通所リハビリテーション、通所介
		護、認知症対応型通所介護、第一号通
		所事業
		(入所系)
		介護医療院、介護療養型医療施設、介
		護老人福祉施設、介護老人保健施設、
		地域密着型介護老人福祉施設入所者
		生活介護、特定施設入居者生活介護、
		地域密着型特定施設入居者生活介護、
		認知症対応型共同生活介護
		(訪問系)
		居宅療養管理指導、訪問リハビリテー
		ション、訪問看護、訪問入浴介護、定
		期巡回・随時対応型訪問介護看護、訪
		問介護、居宅介護支援、介護予防支援、
		福祉用具貸与
		(上記以外)
		小規模多機能型居宅介護、看護小規模
		多機能型居宅介護
2	老人福祉法に基づく施設のうち市長が	養護老人ホーム、老人福祉法第 29 条
	必要と認める施設	第 1 項に規定する届出の受理が行わ
		れている有料老人ホーム(特定施設入
		居者生活介護若しくは地域密着型特
		定施設入居者生活介護の指定がある
		事業所を除く。)
3	その他市長が必要と認める施設	サービス付き高齢者向け住宅(特定施
		設入居者生活介護若しくは地域密着
		型特定施設入居者生活介護の指定が
		ある事業所を除く。)

# 別表 2(第2条関係)

障害者の日常及び社会生活を総合的に支援するための法律又は児童福祉法に基づく施設 その他の市長が必要と認める施設等

	区分	施設等
1	障害者の日常及び社会生活を総合的に	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、
	支援するための法律に基づく施設で市	行動援護、就労移行支援、就労継続支
	長が認める施設で行うサービス	援 A 型、就労継続支援 B 型、生活介
		護、自立訓練(生活訓練)、療養介護、
		共同生活援助、障害者支援施設、短期
		入所及び計画相談支援を行う事業所
2	児童福祉法に基づく施設で市長が認め	児童発達支援、放課後等デイサービス
	る施設で行うサービス	及び障害児相談支援を行う事業所
3	その他市長が必要と認める施設等	地域活動支援センター(指定障害福祉
		サービス事業所の指定を受けていな
		い対象事業者に限る。)

# 別表 3(第2条関係)

生活保護法又は生活困窮者自立支援法に基づく施設その他の市長が必要と認める施設等

	区分	施設等
1	生活保護法に基づく保護施設	救護施設
2	生活困窮者自立支援法に基づき生活困	自立相談支援機関
	窮者自立相談支援事業を実施する機関	
3	その他市長が必要と認める施設等	居場所型学習支援事業を実施する施
		設等
		子供の居場所の運営支援事業を実施
		する施設等(公共施設管理者が運営す
		るものに限る。)
		拠点型子供の居場所の運営支援事業
		を実施する施設等
		居場所の連絡会運営事業を実施する
		施設等

# 第1号様式(第5条関係)

### 那覇市社会福祉施設等応援金交付申請書兼実績報告書

令和 年 月 日

那覇市長 宛

所在地 申請者 法人名 代表者

印

那覇市社会福祉施設等応援金の交付を受けたいので、那覇市社会福祉施設等応援金 交付要綱第5条に基づき、下記のとおり申請します。

記

		<u> </u>	
No.	名称	事業の種類	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

2 交付申請金額 _	万円	※ 1 対象施設につき 10 万円	9
------------	----	-------------------	---

該当する項目すべてに☑を入れ、その他の場合は、具体的な内容を()	
成当 y a g a y · · · C ice a z / C ice c o / m b o m a ice 、	内に記
載すること。	

□ 従事者への慰労	□ 感染防止対策	
□ その他(		)

# 4 振込先 (申請者名義のものとすること)

		銀行 農協 信金 労金 ( )			本 支 出 張 所	支店 コード		
口座種目(	普通 •	当座 )	口座番号 (左詰め)					
フリガナ								
口座名義人								

※ ゆうちょ銀行の場合、支店名欄には振込用の店名 (3 桁の漢数字)、口座番号欄には7 桁の振込口座番号をご記入ください。

### 5 法人担当者連絡先

職名	氏名	電話番号	

※当該申請書は本市からの交付決定後に請求書として取り扱います。

※添付書類・・・通帳の写し

第2号様式 (第6条関係)

那覇市指令福 第 号 令 和 年 月 日

所在地

法人名

代表者 様

那覇市長

那覇市社会福祉施設等応援金交付決定兼確定通知書

令和 年 月 日付で申請のありました那覇市社会福祉施設等応援金の交付については、下記のとおり決定しましたので、那覇市社会福祉施設等応援金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定日 令和 年 月 日
- 2 交付決定額 円

第3号様式(第8条関係)

那覇市指令福 第 号 令 和 年 月 日

所在地

法人名

代表者 様

那覇市長

### 那覇市社会福祉施設等応援金不交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のありました那覇市社会福祉施設等応援金については、審 査の結果、交付しないことを決定しましたので、那覇市社会福祉施設等応援金交付要綱第 8条の規定により通知します。

記

不交付理由

第4号様式(第9条関係)

那覇市達福 第 号令 和 年 月 日

所在地

法人名

代表者 様

那覇市長

#### 那覇市社会福祉施設等応援金交付取消決定通知書

令和 年 月 日付那覇市 第 号により通知しました那覇市社会福祉施設等応援金交付決定について、下記のとおり取り消しましたので、那覇市社会福祉施設等応援金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 取 消 額 円
- 3 取消後交付決定額 円
- 4 取 消 理 由

教示:本通知書による処分に対して不服がある場合は当該処分があったことを知った 日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。